

令和 6 年 9 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

報 告

第 2 号 権利の放棄について . . . 1

第 4 号 令和 5 年度長門市内部統制評価報告書について . . . 2

権利の放棄について

平成5年度 債権管理条例により放棄した債権の概要

平成5年度において放棄した債権（私債権）は、配湯利用料、第三者求償損害賠償金の2科目、2人分301,465円であり、各債権担当課は、観光政策課、総合窓口課の2課となっている。

放棄理由の内訳

1 配湯利用料について

条例第12条第1項第2号（破産等）該当分であり、債務者が破産法（平成16年法律第75条）の規定により当該債権につきその責任を免れた債権である。

2 第三者求償損害賠償金（私債権）

条例第12条第1項第1号（時効満了）該当分であり、債務者が所在不明等の理由により時効期間が満了している債権である。

その他、条例第12条第1項第3号（相続人なし等）、第4号（徴収停止3年）、第5号（強制執行済み）及び第6号（生活困窮）によるものは該当ありません。

令和5年度内部統制評価報告について

1 内部統制の取組状況について

(1) 内部統制の整備状況

内部統制の整備とは、基本方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、各部署において、リスクに対応するために規則、規程、マニュアル等を策定し、それらを実際の業務に適用することをいう。内部統制の整備については、「全庁的な内部統制」と「業務レベルの内部統制」に分けて其々有効性を評価。

(ア) 全庁的な内部統制

基本方針に基づき、内部統制の目的を達成するために、各職員及び各部署が行う具体的な取組のよりどころとなる全庁的な規則・指針等を策定することが、全庁的な内部統制。

これらの全庁的な規則・指針等が適切なものとなっているかを評価。全庁的な内部統制については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」において、全庁的な評価項目として、「①統制環境」、「②リスクの評価と対応」、「③統制活動」、「④情報と伝達」、「⑤モニタリング」、「⑥ICTへの対応」が示されており、それぞれの評価項目について、本市の取組、制度所管部署などを記録し、不備があれば是正に向けて取り組む。

(イ) 業務レベルの内部統制

全庁的な内部統制に基づく各職員及び各部署における具体的な取組が業務レベルの内部統制。

該当各部署が、職場で発生する可能性がある財務リスクを抽出し、抽出したリスクの重要性等を評価。

また、リスク対応策の整備状況を確認し、不備が見受けられた場合には、不備を是正する対応策を講じる。

(2) 内部統制の運用状況

全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制が整備されていても、意図していたような効果が発揮されず、結果として不適切な事務が発生してしまう場合がある。これを運用上の不備といい、各部署で再発防止策を講じる。

2 内部統制の評価に係る運用状況について

(1) 評価体制

内部統制評価部局（総務課人事班）

※独立的評価を実施するため、評価担当は推進部局に属さない職員

(2) 評価対象事務

財務に関する事務

(3) 評価項目・方法

(ア) 全庁的な内部統制の評価

評価基準日における「①統制環境」、「②リスクの評価と対応」、「③統制活動」、「④情報と伝達」、「⑤モニタリング」及び「⑥ICTへの対応」の6つの基本的要素から構成された28の評価項目に対応する内部統制の整備状況について記録の検証等を行った上で、有効性を評価。

(イ) 業務レベルの内部統制の評価

34項目の全庁リスクについて、「自己点検シート」に基づき、各部署での整備状況及び運用状況の自己評価をとりまとめ、関係所属への個別ヒアリングを行った上で、有効性を評価。